

2015年10月「特許・実用新案審査基準」の改定に対応！

技術者のための特許明細書の書き方・読み方 入門講座

●日時● 2016年 5月 13日(金) 10:00 ~ 17:00

●会場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

●講師● 特許戦略コンサルタント 鷲尾 裕之 氏

【略歴】 1988年日本大学生産工学部卒業、リケンテクノス(株)入社。入社以来、材料開発6年、分析研究5年、知的財産部15年経験。2009年日本大学法学部卒業。2015年5月特許戦略コンサルタントとして独立。
【資格等】2級射出成形技能士、1種作業環境測定士、2級知的財産管理技能士、初級著作権検定合格。
【出願経験】出願300件、中間処理200件。全件事務所任せではなく、完成形で持ち込むスタイル。
【ホームページ】「特許・ポリマーよろず相談所」 <http://patentwashio.at.webry.info/>

◆開催にあたって

技術者の皆さんは、最新の技術情報の取得に論文や雑誌の記事を使われていませんか。そこには落とし穴があります。企業が発信する論文や雑誌の記事は、技術の核心は伏せる傾向があります。リアルな技術情報のソースは特許公報の特許明細書です。ある有名企業では「論文読むより特許を読め」という教育があります。

また、「特許はわかりにくい文章でわざと書かれている」とお思いの方もいるかもしれません。特許明細書は、特許庁の審査官が理解できないと権利化できません。そして、書き方には特許法を解釈した特許庁特許審査基準という“ルール通り”書かれています。読み方さえ間違えなければ、特許明細書はカンタンです。読むことができれば、書くこともできるようになります。

本セミナーでは、特許明細書 300 件作成の経験者である講師が「ツボ」を伝授いたします。

■受講料：1名（税込・資料・昼食代含む）

正会員	37,800 円	本体価格 35,000 円
一般	41,040 円	本体価格 38,000 円

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。以下の当会ホームページからお申し込み頂けます。(http://www.bri.or.jp)
後日（開催7～10日前までに）、受講票・請求書をお送り致します。

*FAXご送付の際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

*会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願い致します。

*最小催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

■お申込・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 担当：横谷
E-mail：yokoya@bri.or.jp
TEL：03-5215-3513 FAX：03-5215-0951
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申し込みいただけます。
*FAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

161333-1010 (※)		2016.05.13	
[申込書] 技術者のための特許明細書の書き方・読み方 入門講座			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
TEL		FAX	
E-mail			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

2015年10月「特許・実用新案審査基準」の改定に対応！

技術者のための特許明細書の書き方・読み方 入門講座

●プログラム●

10:00

1. 特許明細書とは
2. 特許明細書の書き方
 - (1) 出願にあたって用意すること
 - (2) 出願準備のアイテム
 - (3) 出願準備の考え方
 - (4) 特許請求の範囲の意味 (広い権利と狭い権利とは)
3. 特許請求の範囲の書き方
 - (1) 請求項の意味 (なぜいくつもわかれているのか)
 - (2) 製品名を請求項に書いてよいのか
 - (3) 表現方法

12:00

昼食

13:00

4. 実施例・比較例の作成法
 - (1) 実施例とベストモードの関係
 - (2) 比較例と請求項の関係
 - (3) 記載すべき情報
5. 減縮に備えて
 - (1) 拒絶とは
 - (2) 減縮とは
 - (3) 補正はどのようにするのか (制限があります)
 - (4) どこをどのように補正して拒絶理由を回避するのか

休憩

6. 明細書作成上の注意
 - (1) 誰に向けて書くのか
 - (2) どこまで書くのか
7. 特許庁の審査官は何を根拠に審査しているのか (審査基準の基礎の基礎)
 - (1) 審査基準から見た明細書の記載事項のツボ
 - (2) 事例でみてみよう。
 - (3) 事例でみた補正のポイント
 - (4) パラメータ特許とは
 - (5) 明細書の記載に矛盾がある場合

17:00

質疑応答